「【地方都市版】地価上昇局面(下落からの転換期)における下落修正措置の適用について」

山口県山口市総務部資産税課 副参事 社河内 亮 主査 中村 紀幸

山口市の土地の価格動向として、市街地についてここ数年、上昇傾向がみられるが、一部の商業系路線や中山間地域においては、下落がみられる箇所も存在する。そこで、これまで下落修正措置を実施してきたものの、上昇・据置・下落が混在し始めた結果、平成27年の評価替あたりから価格の決定が困難になり、平成30年から(今回の評価替から)実施しないこととし、結果として価格バランスが保たれるようになった。

見直しや実施について悩んでいる地方都市があれば、参考にしていただければと思います。

1 下落修正の概要

国としては実施における統一的な判断はできないことから、下落修正措置の実施は各自治体で判断する必要がある。

統計的には、全国的に約8割弱の自治体が 下落修正措置を実施している。

2 地方都市の傾向

地方都市特有の悩みとして、上昇・下落が入り乱れ、路線価の設定や実施の可否の判断がつきにくくなっている。

市町村合併の影響で中山間地域が増え、そこの地価は下落傾向となっている。 市街地では 土地価格の二極化がすすみ、住宅地は、高齢 化社会の影響で人気エリアでは上昇している。 商業地は需給バランスにより上昇の地域や下落 の地域が発生している。

3 下落修正に至るスケジュールと課題

スケジュールの例として、①都道府県地価調査の発表、②市町村で各鑑定ポイントの調査、 ③検討後、次年度価格の決定、④翌年データセット(価格登録)となっている。

ここ数年で浮上してきた課題として、①市町村合併の影響により、面積の増加や登記の異動処理の増加、②人手や時間の不足により、検証

時間が確保できているのか、③価格バランスの 崩壊により、地価の上昇、下落、据置が混在し ている、といったものがある。

4 各自治体はどう思っているのか(各種会議 での意見)

・下落修正を続ける理由

①毎年やっているのでやめられない、②納税者の不満解消、公平性、③やめ方がわからない。

・悩んでいる理由

①都市部は上昇、周辺部は下落している(判断の問題)、②鑑定して下落、税収減(コストと労力の問題、③毎年評価替をしている感じ。

5 下落修正における注意点

端数処理(計算手法)の問題として、①手法は、市町村により千差万別、②簡易なやり方により、修正率がグループ全域に及び想定以上に下落してしまうこともある。

次期評価替鑑定業務と第三年度の下落修正に おいて、価格逆転に注意が必要となる。

価格バランスのチェックにおいて、①下落幅が縮まるほど難しくなる、②下落は毎年、上昇は3年に一度となりバランスの検証が必要となる。

6 まとめ

下落修正措置の判断材料として、①上昇がみられたら、そろそろヤメ時、②修正措置を継続する場合でも、鑑定ポイントの縮小や見直し、売買実例や土地取引の研究、実施状況類似地域の選別が必要となる。

7 今後の考察

下落修正措置を継続といえども0円に向かっている。中山間地域の土地は取引がなく、流動しない地域の底値の判断がつかない。

今後の地価下落に対する向き合い方は、①地域別の取引動向と固定資産評価額の傾向を把握、②中山間地域では一定の底値を把握、③不動産鑑定士等とのコミュニケーションと自治体の自覚が必要と考える。